



こんにちは。北口ひとみです。

最近ニュースでよく聞く「政務活動費」。つくば・市民ネットワークにも

「政務活動費って何?」「いくら支給されているの?」といった

お問い合わせが相次いでいます。そこで今回は

つくば市の政務活動費について、また市議会では何をしているのか
(裏面) お伝えしたいと思います。

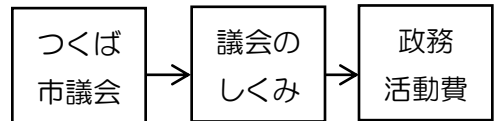


そもそも、政務活動費って…

政務活動費とは、地方自治法に基づき、地方議員の調査研究やその他の活動に役だてる経費の一部として、自治体から議会の会派や議員に公費として、議員報酬とは別に支給される費用です。自治体ごとに金額や使ってよい用途が少しずつ異なります。

つくば市議会の政務活動費は…

つくば市議会では「つくば市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から、議員一人あたり ¥ 30,000/月支給されています。使用用途は、研究活動費、広報費、資料作成費などで、概要はつくば市議会ホームページからご覧になれます。



会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、すべて領収証をつけて議長に提出し、残額が生じたら返還しています。政務活動費の報告書は情報公開の手続きを取れば、だれでも閲覧できます

つくば・市民ネットワークでは、市議会議員 3 人の政務活動費は ¥ 30,000 × 3 人 × 12 か月 = ¥ 108 万支給されています。平成 27 年度の市民ネットの使用状況は次のとおりです。毎年「つくば・市民ネットワーク通信」で皆さんへご報告しています。

項目	支出金額(¥)	実際の用途
研究研修費	76,664	福島原発震災情報連絡センター第5回総会&被災地スタディーツア参加、自治体議員立憲ネットワーク総会&勉強会参加、原発事故子ども・被災者支援法政府交渉参加、財政学習会参加
資料作成費	111,919	情報公開コピー代、登記簿複写料、議会図書室コピー機使用料
資料購入費	114,806	新聞代、書籍代など
広報費	776,640	会派合同議会報告・速報、つくば・市民ネットワーク議会通信印刷料・新聞折込料
合計	1,080,029	

市議会って何をするとところ？

市議会では、市長から提案される公共事業の予算・決算、条例の制定・改廃、市が結ぶ契約などについて審議し、その可否を議員全員で最終決定しています。

つまり、税金の使い途や市の決まり、まちづくりの方向性を決める重要な場といえます。

つくば議会はどうなっているの？

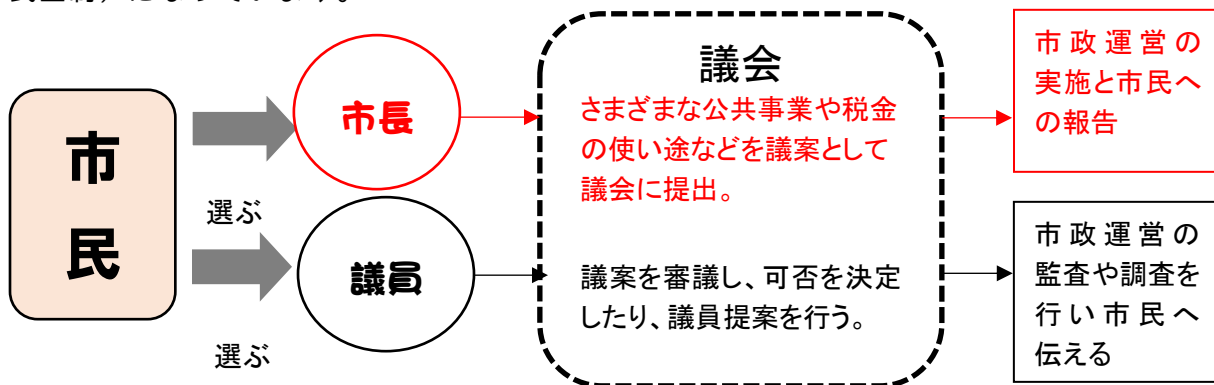
つくば市議会は年4回、3・6・9・12月に定例議会を、必要に応じて臨時議会を開催し、議案や請願などについて様々な決定を行っています。

議会は原則公開で、傍聴できます。また、2015年から本会議はインターネット中継で視聴できるようになっています。また、議事録も公開されており、インターネットや図書館で見られます。



市民と議会って、遠い感じがするんだけど…

まちの課題について市民が全員集まって決める（直接民主制）のが理想ですが、現実的ではありません。そこで、選挙で自分たちの代理として市長や議員を選び、議会でする市長からの提案事業や計画、予算や決算などに対し、議会が決定を行うしくみ（間接民主制）になっています。



このように、市長と市議会は議論を重ね、市政についてよりよい決定をしていく立場にあり、一部の市民の利益を誘導したり、逆に市民の意見を無視したりすることがあってはなりません。もし、そのような事態になった場合、市民は次の権利が保障されています。

*住民投票の請求（例：昨年の総合運動公園基本計画に関する住民投票など）

*市長や議会・議員のリコール（解職）請求

議会は、有権者である市民が議員や市長を通して市政に参加できる重要な機関です。

公共施設、道路、上下水道、税金、福祉、教育、まちづくり…これらの予算やルールを決めている市議会。日々の生活から決して遠い問題ではありません。